

令和6年2月 19 日

関 係 各 位

ケアプラン作成における目標期間の設定及び介護予防支援計画の取扱いについて

平素は、本市の介護保険事業にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記の件について、下記のとおり通知いたしますので、貴事業所内の周知をよろしくお願い
いたします。

記

1. 居宅サービス計画書(第2表)の目標期間について

目標の期間について、令和6年4月1日から下記のとおり取り扱いを変更します。

変更前 ※令和6年 3月31日 まで	長期目標:「認定有効期間の満了日」もしくは「居宅サービス計画作成 日から2年を経過する日」のどちらか短い方を長期目標の最長期間とす る。
	短期目標:「長期目標の半分の期間」もしくは「1年以内の期間」のどちら か短い方を短期目標の期間とする。
変更後 ※令和6年 4月1日か ら	長期目標:「認定有効期間の満了日」を期間の最長とし、「生活全般の 解決すべき課題(ニーズ)」を、いつまでに、どのレベルまで解決するの かの期間を記載する。
	短期目標:「1年以内の期間」とする。

※介護予防支援・介護予防ケアマネジメント計画書についても上記の取り扱いとします。
※短期目標の期間の更新のみの変更についてはプランの軽微な変更とし、サービス担当
者会議は不要とします。

2. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント計画書について

2-1. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント計画書の様式について

従来より厚生労働省老健局振興課発出の通知(平成18年3月31日老振発第
0331009号)を参考に介護予防支援計画書の作成をしていただいておりますが、令
和6年4月1日以降に作成される計画については居宅介護支援計画書の様式で作成
することも可とします。「利用者基本情報」についての情報用紙についても、居宅介護支
援事業所で使用されているアセスメントシート等を活用していただいても差し支えありま
せん。

2-2. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント計画書の評価について

介護予防支援計画書の評価について現在年に1回評価していただいておりますが、令
和6年4月1日からプランの見直し時に評価をすることとします。プランの見直し時及
び契約終了時には評価表の作成をお願いします。

2-3. 事業対象者について

事業対象者についても上記「2-1」「2-2」の取り扱いに準じます。

3. 留意事項

本紙の取り扱いは高砂市被保険者にのみ適用されます。他市町村の被保険者を担当される場合はそれぞれの自治体の方針に則ってプランの作成等をしてください。

モニタリング訪問については国の基準・指針のとおりとします。

【問い合わせ先】

高砂市市民部保険年金室介護保険課介護給付係

TEL079-443-9063(直通)